

総務省組織規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、令和8年度機構・定員査定結果を踏まえ、総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）の一部を改正する。

2 改正内容

局名等	改正内容	改正条文
自治行政局	住民制度課企画官（廃止）	第22条
	ふるさと住民登録制度推進室（新設）	第23条
	サイバーセキュリティ対策室（時限撤廃）	附則第11条
	選挙課企画官（時限撤廃）	附則第13条
沖縄行政評価事務所	管理官の新設及び所掌事務の変更	第267条～第270条 附則第18条

3 公布日

令和8年4月8日

4 施行期日

公布の日から施行